

広島県教育委員会教育長訓令第1号

県立学校

県立学校長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 篠田智志

県立学校長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令

県立学校長専決事項に関する規程（平成二年広島県教育委員会教育長訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>県立学校長は、次の事務について専決することができる。</p> <p>一一七（略）</p> <p>八 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員の委嘱及び解嘱</p>	<p>県立学校長は、次の事務について専決することができる。</p> <p>一一七（略）</p>

附則

この教育委員会教育長訓令は、令和八年四月一日から施行する。